

# 仕 様 書

## 第 1 件 名

令和 3 年度定期親事業者調査に係る印刷及び発送業務

## 第 2 業務の概要

公正取引委員会事務総局取引部下請取引調査室(以下「下請取引調査室」という。)が親事業者に対する定期調査を行うに当たり、通知はがきの印刷及び圧着加工を行い、所定の区分に整理した上で発送するもの。

## 第 3 通知はがき関係の業務内容

### 1 通知はがきの印刷

#### (1) 用紙

ア 再生上質紙，糊材塗布後メートル坪量 127.7 g/m<sup>2</sup>以上 (± 5 g/m<sup>2</sup>)

※グリーン購入法 (国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律) に適合した用紙を使用すること。ただし，グリーン購入法に適合する用紙を使用することが困難な場合には，下請取引調査室の了解を得た場合に限り，代替品の使用を認める。

イ 郵送時，通常はがき「第二種郵便物」の重量規定 (2 g 以上 6 g 以内) を満たすこと。

ウ 後糊加工

エ V 折り (4 面)，圧着後：140～154mm×90～107mm

#### (2) 刷色

プロセスカラーによる 4 色 (使用する色は別途下請取引調査室から指示する)

#### (3) 様式

- ・V 折り (4 面) はがきで宛名面の右下端にコーナーカット加工 (5mm 程度)
- ・プライバシー保護を図るため，記載内容が裏写りしないように加工を施すこと。

- ・サンプル様式参照 (別紙 1)

- ・印影の印刷

- ・テスト PDF 作成

※拡大調整を行い，サンプル用紙と同等な枠サイズで印刷すること。

※データをそのまま出力すること。

(4) 部数 65,200 部

(5) 入稿 データ渡し (原稿に含まれる印影のみ紙渡し)

契約締結後，決まり次第連絡する。なお，宛名データについては，後記第 4 の

5(4)に記載のとおり別途貸与する。

## 2 圧着加工

- (1) 通知はがきはV折りの上圧着加工を行うこと。
- (2) 圧着強度は郵送時に剥がれない十分な強度を確保すること。

## 3 宛名等の印字

下請取引調査室が指定する箇所に、下請取引調査室が貸与する宛名データを用いて別紙2の①から⑥の6項目を印字する

なお、下請取引調査室が貸与する宛名データは、65,000部の「通知用の宛名データ」と200部の「見本用の宛名データ」の2種類に大別される。

## 4 印刷・印字の校正

- (1) 校正を1回行う（修正等があった場合は、再度校正を行う。）。
- (2) 校正後、実際に発送するものと同じの状態に印刷したサンプル4部を下請取引調査室に提出し、確認を受けた後に全部数を印刷・印字すること。
- (3) 校正時の指摘が反映されていること、印刷物の文面が鮮明に印刷されていること及び印刷漏れ・重複がないことを確認すること。

## 5 通知はがきの区分

「通知用の宛名データ」を用いた通知はがき65,000部について、日本郵便株式会社（以下「日本郵便」という。）による区分郵便物（受取人の所在地の郵便区番号ごとに区分した郵便物）の大量発送及びバーコード付郵便物の料金割引の適用を受けるため、日本郵便が指定する方法に従い区分する。

また、当該作業終了後、文面の修正や差替えが必要となった場合に容易に対応できるよう、通知はがきを管理すること。

## 6 通知はがきの搬入

上記5の区分が終了した通知はがきについて、以下のとおり搬入する。なお、郵送費用は下請取引調査室が負担し、郵送手続は下請取引調査室が行う。

| 搬入物           | 搬入日時                 | 搬入場所  |
|---------------|----------------------|-------|
| 通知はがき 65,000部 | 令和3年7月26日（月）<br>午後3時 | 銀座郵便局 |

## 7 見本用通知はがき及び校正済み原稿データの納入

「見本用の宛名データ」を用いた見本用通知はがき 200 部及び校正済み原稿データについて、以下のとおり納入する。

| 納入物             | 納入期限                | 納入場所    |
|-----------------|---------------------|---------|
| 見本用通知はがき 200 部  | 令和 3 年 7 月 16 日 (金) | 下請取引調査室 |
| 校正済み原稿データ (メール) | 同上                  | 同上      |

## 第 4 作業を行うに当たって遵守すべき事項

### 1 作業計画表の提出について

本件受注後、以下の事項を記載した作業計画表を下請取引調査室に提出すること(様式自由)。

- (1) 作業開始から終了までの作業スケジュール
- (2) 作業場の所在地、当該作業場において行う作業の内容(例:印刷・圧着作業)、作業責任者
- (3) 下請取引調査室が貸与する原稿及び宛名データ(以下「宛名等のデータ」という。)の管理者、具体的な保管・管理の方法
- (4) 校正、本印刷前のサンプル提出、印刷・印字を行う時期
- (5) 区分郵便物の割引適用のために区分する時期
- (6) 実際の作業が作業計画より大幅に(おおむね 2 作業日分以上)遅れた場合、又は大幅な遅れが見込まれる場合の当該遅れ分を解消する方法(増員等)
- (7) 再委託は禁止とする。

### 2 作業場所等について

- (1) 複数の作業場で本件作業を行う場合、作業場の数は最大で 3 か所までとする。
- (2) 本件作業の開始後、やむを得ず、作業計画表に記載の作業場以外で本件作業を行う必要が生じた場合は、あらかじめ、その理由及び修正した作業計画表を下請取引調査室に提出すること。

### 3 宛名等のデータの取扱いについて

宛名等のデータを取り扱うに当たり、以下の事項を遵守すること。

- (1) 本件作業を履行するために必要な場合を除き、保管場所から持ち出さないこと。
- (2) 毀損、紛失等の事態が生じないようその管理には万全を尽くすこととし、毀損、紛失等した場合又は納入物(仕掛中のものを含む。)を紛失した場合は、直ちに下請取引調査室に連絡し、その指示に従うこと。

- (3) 本件作業を履行するために必要な場合を除き、閲覧、使用、複製をしないこと。  
また、本件作業に従事する者以外の者が閲覧、使用、複製できないように、パスワードを設定するなど保護対策を講じること。なお、本件作業を履行するために必要な場合において、複製した宛名等のデータを取り扱う機器の数は必要最小限とし、かつ、複製した宛名等のデータを USB フラッシュメモリ等の外部記録媒体に保存しないこと。
- (4) 方法又は名目を問わず、第三者への開示、譲渡又は貸与等は認めない。
- (5) 作業を行う前に、本件作業を履行するために使用する機器にウイルス対策ソフト等をインストールの上、その最新版を適用し、当該機器がウイルスに感染していないことや、ファイル交換ソフト（Winny, Share 等）がインストールされていないこと等を必ず確認すること。

#### 4 情報漏洩の防止等について

- (1) 本件作業の履行に当たっては、秘密の保持に留意し、漏洩防止のために万全の対策を講じること。
- (2) 本件作業の履行により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、当該情報を本件作業以外の目的で使用してはならない。
- (3) 本件作業終了後直ちに、本件作業を履行するために使用した機器に保存されている一切のデータを削除すること。また、一切のデータを削除したことを確認した上で、その旨を証する書面を下請取引調査室に提出すること。

#### 5 その他

- (1) 下請取引調査室の担当者が作業場に赴き、本件作業の進捗状況の把握や本件作業の正確性、情報の管理状況等を確認することを受け入れること。
- (2) 本仕様書に定められた方法以外の方法を採用している事実や作業ミス等が認められた場合は、直ちに下請取引調査室に報告するとともに、下請取引調査室の指示に従い、速やかに是正すること。
- (3) 本件業務の遂行に必要な一切の資材は支給しないため、受注者が用意すること。
- (4) 通知はがきの宛名データを貸与する時期は業務履行中に適宜連絡する。
- (5) 本仕様書に明記されていない事項について疑義が生じた場合は、協議の上で決定する。

### 第5 見積り合わせの手続

#### 1 見積書の提出

- (1) 提出期限

令和3年5月31日（月）正午

(2) 提出場所

〒100-8987

東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟14階

公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係

F A X : 03-3581-2951

E-mail : open-counter@jftc.go.jp

(3) 提出方法

電子メール, F A X, 郵送又は持参

(4) 提出書類

ア 見積書（消費税込みの総額を明示。社印・代表者印の省略可）

イ 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

## 2 見積り合わせの結果の通知

見積り合わせの結果（契約の相手方, 契約金額）は, 契約の相手方に決定した者にのみ個別に通知するほか, 以下の公正取引委員会ウェブサイトに掲示する。

【公正取引委員会ウェブサイト（調達情報）】

<https://www.jftc.go.jp/soshiki/tyoutatsu/opkouhyou/index.html>

## 3 特記事項

(1) 見積書の提出をもって別添1「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約したものとする。

(2) 本件業務を受注した者は, 受注後速やかに別添2「情報の保護に関する誓約書」を提出すること。

## 第6 問い合わせ先

### 1 仕様関係

公正取引委員会事務総局取引部下請取引調査室

電話 : 03-3581-1428

### 2 見積り合わせの手続関係

公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係

電話：03-3581-5474

以 上



**重要**

バーコード印字

### 「下請事業者との取引に関する調査」について

本調査は下請代金支払遅延等防止法第9条第1項の規定に基づいて実施するものであり、親事業者に該当する場合には、報告する義務があります。

#### 【お問い合わせ先】

公正取引委員会 下請法書面調査事務局(コールセンター)

電話番号 : 03-0000-0000

受付時間 : 月曜日～金曜日(祝日を除く)

9:30～12:00 13:00～17:30

(表1)裏面の左下からゆっくりはがして中をご覧ください。➡

代表者 殿

公正取引委員会

公  
印

### 下請事業者との取引に関する調査について

下請代金支払遅延等防止法(以下「下請法」といいます。)第9条第1項の規定に基づき、貴社と下請事業者との取引に関する調査を実施いたしますので、下記の要領により、当委員会まで報告をしてください。(貴社が親事業者に該当する場合には、本調査で報告する義務があります。貴社が下請取引を行っていない場合、事業活動を終了している場合又は資本金(又は出資の総額)が1000万円以下である場合は、その旨を報告してください。報告がない場合、当委員会から貴社に対して書面、電話等で督促を行うことがあります。)

なお、報告いただいた内容については、下請法に基づく調査の目的以外には一切使用しません(消費税に関する回答については、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査の情報として使用させていただく場合があります。)

1 提出期限 令和3年8月31日(火)



- 2 調査対象 令和2年6月1日から令和3年5月31日  
(※)までの間に貴社が行った下請取引について、報告してください。

※設問14「消費税の扱いについて」は令和3年3月31日まで

### 3 回答方法

本調査はオンラインにて実施しております。以下の手順により、公正取引委員会ホームページから「調査専用サイト」にアクセスいただき、ご回答願います。

#### ① 公正取引委員会のトップページ

(<https://www.jftc.go.jp>)から下記バナーをクリック。定期書面調査のページから「調査専用サイト」へアクセスしてください。

下請事業者との取引  
に関する調査はこちら

※「調査専用サイト」は中小企業庁と協力して運用しています。

- ② 「調査専用サイト」のログイン画面において、下記IDを入力し、設問に回答してください。

<ログインID>

(※企業番号10桁)

〒100-8987 東京都千代田区霞が関1-1-1  
公正取引委員会事務総局  
経済取引局 取引部 下請取引調査室

この調査は、下請法第9条第1項の規定に基づいて貴社に報告を求めるものであり、貴社が下請法の適用を受ける親事業者に該当するにもかかわらず**報告をしない又は虚偽の報告をした場合には、下請法第11条、第12条の規定により50万円以下の罰金に処せられることがあります。**

### 下請代金支払遅延等防止法第9条

公正取引委員会は、親事業者の下請事業者に対する製造委託等に関する取引(以下単に「取引」という。)を公正ならしめるため必要があると認めるときは、親事業者若しくは下請事業者に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員に親事業者若しくは下請事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。


#### ○ 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第82条第1項に基づく教示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により公正取引委員会に対し、審査請求をすることができます。ただし、この処分についての審査請求は、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であってもすることができなくなります。

#### ○ 行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第46条第1項に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合は、この処分があったことを知った日から6か月以内に、国(代表者法務大臣)を被告として、取消訴訟を提起することができます。ただし、この処分の取消訴訟は、この処分の日から1年を経過したときは、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても提起することができなくなります。

<通知はがき(表1)の印字箇所について>

|  |     | (表1)          |  |  |  |  |  |  |
|--|-----|---------------|--|--|--|--|--|--|
|  <p>郵便はがき</p> <p>1 2 3 - 4 5 6 7</p> <p>東京都千代田区霞が関1-1-1<br/>中央合同庁舎第6号館</p> <p>株式会社〇〇                      御中</p> <p>バーコード印字</p> | ... | ①郵便番号         |  |  |  |  |  |  |
|  | ... | ②住所           |  |  |  |  |  |  |
|  | ... | ③親事業者名及び敬称    |  |  |  |  |  |  |
|  | ... | ④郵便料金割引用バーコード |  |  |  |  |  |  |

<通知はがき(表1)の印字の仕様について>

| 項目             | 字体   | 大きさ    | 備考  |
|----------------|------|--------|---|
| ① 郵便番号         | MS明朝 | 12pt   |   |
| ② 住所           |      | 10.5pt | 最大 20 文字で設定, 4 段の可能性有り                            |
| ③ 親事業者名及び敬称    |      | 10.5pt | 最大 20 文字で設定, 2 段の可能性有り                            |
| ④ 郵便料金割引用バーコード | —    | —      | 日本郵便によるバーコード付郵便物の料金割引の適用を受けるために, 日本郵便が指定する方法に従い作成 |

※①～③は, 下請取引調査室が貸与する宛名データを用いて印字する部分

<通知はがき(中2)の印字箇所について>



<通知はがき(中2)の印字の仕様について>

| 項目     | 字体         | 大きさ  | 備考             |
|--------|------------|------|----------------|
| ⑤ 企業番号 | MS<br>ゴシック | 14pt | 企業番号10桁を各枠内に印字 |

※⑤は、下請取引調査室が貸与する宛名データを用いて印字する部分

<通知はがき(表2)の印字箇所について>



※記載箇所については別途下請取引調査室から指示する

<通知はがき(表2)の印字の仕様について>

| 項目           | 字体 | 大きさ | 備考   |
|--------------|----|-----|--|
| ⑥ 企業番号用バーコード | —  | —   | 企業番号の数値(アルファベットを除く6桁の数値)に基づく指定された規格(CODE39)のバーコードを作成 |

※⑥は、下請取引調査室が貸与する宛名データを用いて印字する部分

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私，団体である場合は当団体。以下同じ。）は，下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり，又はこの誓約に反したことにより，当社が不利益を被ることとなっても，異議は一切申し立てません。

また，公正取引委員会の求めに応じて当社の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし，有価証券報告書を作成していない場合は，役職名，氏名，性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること，及び当該名簿に含まれる個人情報警察に提供することについて同意します。

## 記

1 次のいずれにも該当しません。また，本契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人，法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者，法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者，団体である場合は代表者，理事等，その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が，暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的，又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が，暴力団又は暴力団員に対して，資金等を供給し，又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持，運営に協力し，若しくは関与しているとき

エ 役員等が，暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為を行う者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動を行い，又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて公正取引委員会の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己，下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が暴力団関係者であることが判明したときは，当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合，又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は，警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに，公正取引委員会に報告いたします。

## 情報の保護に関する誓約書

当社（以下「乙」という。）は、公正取引委員会（以下「甲」という。）が発注する「令和3年度定期親事業者調査に係る印刷及び発送業務」の実施に際して、以下の事項を遵守することを誓約いたします。

- 1 乙は、本契約に係る業務に関して甲から提供された情報その他知り得た情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第2項に規定される「個人情報」を含む。以下「情報」という。）を実施体制に定めた者以外の者には秘密とし、また当該業務の遂行以外の目的に使用しないこと。
- 2 乙は、本契約に係る業務の実施における情報セキュリティ確保のための実施内容及び管理体制を整備し、その旨を甲の求めに応じて書面で報告すること。
- 3 乙は、本契約に係る業務の実施に当たり、乙若しくはその従業員、再委託先、又はその他の者による意図せざる変更が加えられないための管理体制を整備し、その旨を甲の求めに応じて書面で報告すること。
- 4 乙は、乙の資本関係・役員等の情報、本契約に係る業務の実施場所、業務従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報を、甲の求めに応じて書面で報告すること。
- 5 乙は、本契約に係る業務に携わる者の特定及び当該業務に携わる者が実施する具体的な情報セキュリティ対策の内容を含む情報セキュリティ対策の遵守方法、情報セキュリティ管理体制等に関する事項を、甲の求めに応じて書面で報告すること。また、変更があった場合には、甲の求めに応じて速やかに書面で報告すること。
- 6 乙は、甲と合意した、情報の受渡し方法や本契約に係る業務終了時の情報の廃棄方法等を含む情報取扱手順に基づき情報を取り扱うこと。
- 7 乙は、本件業務の全部又は一部を第三者（子会社を含む。）に委託し又は請け負わせることはできないこと。
- 8 乙は、情報を複製する場合、あらかじめ、書面により甲の承認を受けること。
- 9 乙は、情報の管理につき、定期的に検査を行うこと。また、甲は、必要と認めた場合は、乙の管理体制、実施体制、個人情報の管理状況等について、乙に対し質問し若しくは資料の提供を求め、又は甲の職員に乙の事業所等の関係場所に立入調査をさせることができること。

- 10 乙は、業務完了後は、甲の指示に従い、確実に、情報を返却し、又は抹消し、その旨を書面で報告すること。
- 11 乙は、本契約に係る業務に関して甲から提供、貸与等された情報その他知り得た情報を当該業務の終了後においても他者に漏えいしないこと。
- 12 乙は、情報の漏えい等の防止のため、適切な措置を採ることとし、情報の漏えい等の事故が発生した場合には、速やかにその内容を甲に報告するとともに、甲の指示に従い、必要に応じて措置を講じること。
- 13 甲は、乙が正当な理由無くこの契約の全部又は一部を履行しない場合、この契約の全部又は一部を解除することができること。
- 14 乙は自己の従業員及び本件業務の遂行に関与する者についても、上記1から12までの事項の遵守を徹底させること。

令和 年 月 日

所在地  
事業者名  
代表者名  
担当者名  
担当者連絡先